

## 国立能登青少年交流の家への寄附金のお願い

日頃から、当国立能登青少年交流の家に御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり当青少年交流の家は平成13年4月1日より文部科学省の直轄機関から「独立行政法人」に移行し運営をいたしております。独立行政法人は、その運営に必要な経費は、国からの交付金と自己収入によることとされておりますが、より充実した業務を遂行するために、寄附金・協賛金などの外部資金を積極的に活用することが求められております。

当青少年交流の家は、利用される学校や団体等の教育活動に対するサービスと事業の一層の充実を目指して取り組んでいるところですが、これらの趣旨を御理解いただき、青少年教育の充実・青少年の健全育成のために御厚志を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家  
所長 北見 靖直

○ 募金期間

随時

○ 対象

個人・団体・法人

○ 申込み方法

寄附金申出書（別紙様式1）を御記入の上、FAX、電子メールまたは郵送にて当青少年交流の家まで送付願います。

### 【お申し出・お問い合わせ先】

国立能登青少年交流の家 総務・管理係

〒925-8530 石川県羽咋市柴垣町14-5-6

TEL 0767-22-3121 FAX 0767-22-3125

E-mail noto-kanri@niye.go.jp

### 〈寄附金に対する税法上の扱い〉

寄附金については、一定の金額までは、寄附者が内国法人の方の場合は法人税法の規定により損金とされ、個人の方の場合は所得税法の規定により、寄附金控除が受けられます。詳しくはお問い合わせ時にお尋ねください。

# 寄附金申込書

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立能登青少年交流の家所長 北見 靖直 殿

住 所

芳 名

(ご記入されました芳名で寄附受領書を発行させて頂きます)

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄 附 金 額	金 円
2. 寄 附 の 目 的	<input type="checkbox"/> 使途を特定しない寄附 <input type="checkbox"/> 使途を特定する寄附 <input type="checkbox"/> 教育施設 ( _____ ) ※施設名をご記入ください。
3. 寄 附 の 条 件	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( _____ )
備 考	